

西宮市文化財保存整備費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市に所在する文化財について、文化財保護法（昭和24年法律第214号）第182条第1項の規定に基づき補助を行うにあたり、「補助金等の取扱いに関する規則」（平成58年3月31日 西宮市規則第81号）に定めるもののほか、西宮市補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助事業の目的)

第2条 この要綱に定める補助金は、文化財保護法又は兵庫県文化財保護条例の趣旨に則り、西宮市に所在する国又は兵庫県指定重要文化財等の適正な保存管理のために行われる事業を促進し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(補助事業等の名称)

第3条 この要綱にかかる補助事業の名称は、西宮市文化財保存整備費等補助事業とし、補助金の名称は、西宮市文化財保存整備費等補助事業補助金とする。

(交付等の手続き)

第4条 この要綱にかかる補助金の交付申請等にあたっては、この要綱に定める手続きのほか、補助金等の取扱いに関する規則を準用する。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、国又は兵庫県教育委員会が補助金の交付の決定（内示を含む）を行った事業とする。

(補助事業者)

第6条 補助の対象となる事業者は、国又は兵庫県教育委員会が補助金の交付の決定（内示を含む）を行った事業者とする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費は、国又は兵庫県教育委員会が交付の決定（内示を含む）を行うにあたり決定した補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費から国及び兵庫県教育委員会補助金を控除した額の2分の1以内で、兵庫県教育委員会が交付を決定した補助金の額を参考に決定する。ただし、所有者が経費の負担にたえない場合は、西宮市は特別な措置を講じることができる。

(交付の決定)

第9条 補助金の交付の決定は、国又は兵庫県教育委員会が交付の決定を行って後、速やかに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱にかかる文化財の所有者又は保持者等が補助事業の計画を策定するにあたっては、事前に西宮市と協議するものとする。

付則1 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則2 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。